様式４

年　　月　　日

グループ協定書

（目的）

第１条　当事業者グループは、八潮市（以下、「市」という。）が実施する「八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発」について、市と協働してまちづくりを推進する民間事業者（以下、「パートナー企業」という。）として、共同連帯して事業を実施することを目的とする。

（名称）

第２条　当事業者グループは、「代表者・構成員グループ」（以下、当グループという）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当グループは、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当グループは、　　　　年　　月　　日に成立し、市と締結する本事業に係るパートナー協定（以下、「パートナー協定」という。）の期間終了までは解散することができない。

　　ただし、当グループが本事業に係る優先交渉事業者及び次点者に決定されなかったときは、本事業に係るパートナー協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第５条　当グループの構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当グループは、　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当グループの代表者は、当グループを代表して行うことを名義上明らかにした上で、次に掲げる行為を行う権限を有するものとする。

（1）本事業に係るパートナー企業の公募に係る一切の件

（2）市とのパートナー協定に係る一切の件

（3）市とのパートナー協定に基づく、協議、報告、通知その他の行為

（事業分担）

第８条　各構成員は、別表に定める事業分担により責任をもって事業を実施するとともに、相互に支援・協力をするものとする。

（運営委員会）

第９条　当グループは、構成員全員によって構成される運営委員会を設置し（委員長は代表者とする。）、パートナー企業としての事業に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、パートナー協定の履行について連帯してその責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第11条　この協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業の途中における構成員の脱退）

第12条　各構成員は、他の構成員全員の承認（但し、本事業に係る「募集要項」所定の企画提案書の提出後においては、これに加えて市の承認）がなければ、パートナー協定の期間終了日までは脱退することができない。

２　構成員のうち事業の実施途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を履行するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び市の承認を得て、新たな構成員を当グループに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して脱退した構成員の分担事業を完了するものとする。

（構成員の除名）

第13条　当グループは、構成員のうちいずれかが事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に置いては、他の構成員全員の承認により当構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、第12条第第２項の規定を準用するものとする。

（事業の途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第14条　構成員のうちいずれかが本事業の実施の途中において破産し、又は解散した場合においては、第12条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第15条　当グループは、代表者を変更することはできない。

（協定書に定めのない事項）

第16条　この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり　　　　　　　　　グループ協定を締結したので、その証拠として、この協定書正本（　）部及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員各自が所持し、副本については「北部拠点まちづくり推進地区の開発に係るパートナー企業選定」への応募参加申込のため八潮市長に提出する。

　　　　　年　　月　　日

代表者　　所在地

　　　　　商業又は名称

　　　　　代表者職氏名

構成員　　所在地

　　　　　商業又は名称

　　　　　代表者職氏名

構成員　　所在地

　　　　　商業又は名称

　　　　　代表者職氏名

構成員　　所在地

　　　　　商業又は名称

　　　　　代表者職氏名

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当構成員 | 分担業務 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |